

ID: 80

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	助成金の還付命令		
例 規 名 根 拠 条 項	社会福祉法人の助成に関する条例施行規則 第7条		
例 規 番 号	平成9年 規則第13号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (助成金の還付命令)                      第七条 町長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合には、助成金の全部又は一部の還付を命ずることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法令、条例若しくはこの規則又はこの規則に基づく命令に違反したとき。</li> <li>二 事業の執行方法が不相当と認められるとき。</li> <li>三 第二条及び前条の規定による提出書類に虚偽又は不正の記載があつたとき。</li> <li>四 支出金額が予算額に比べて減少したとき。</li> <li>五 経費の算出及び支出金額に著しく適正を欠いたとき。</li> </ul> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日